

「北の恵み 食べマルシェ2023」ポスターデザインコンペ募集要項

北の恵み 食べマルシェ実行委員会では、令和5年9月16日（土）～9月18日（月・祝）に開催される「北の恵み 食べマルシェ2023」のポスターデザイン案を募集します。

1 目的

「北の恵み 食べマルシェ」を市民はもとより道内外に広くPRし、多くの集客を図ることを目的とします。

2 募集内容

「北の恵み 食べマルシェ」のテーマである北北海道の「食の市場」などのイメージを中心として、特に次の点に留意した内容のポスターデザインを募集します。

- 「北の恵み 食べマルシェ」が、北北海道（上川・宗谷・留萌管内）の食をテーマにした大規模なイベントであることを「北の恵み 食べマルシェ」を知らない人、行ったことがない人でも容易にイメージできる内容であること。
- 旭川市外、特に北海道外の人にも「北の恵み 食べマルシェ」に「行ってみたい」と思わせる内容であること。
- 過去の「北の恵み 食べマルシェ」のデザイン及び他の同種のイベントとの差別化が図られていること。

3 応募資格

以下のいずれかの条件を満たす者

- (1) 旭川市内に在住、又は旭川市内に通勤・通学している者
- (2) 旭川市内に本社若しくは支社・事業所等のある企業
- (3) 旭川デザイン協議会、旭川クリエイターズクラブの会員である者

4 構成要件

※別紙「ポスターデザイン例」も御確認ください。

(1) 共通標記要件

- ① イベント名称 「北の恵み 食べマルシェ2023」
英語表記は「North Hokkaido Food Festival “Tabé Marché”」
- ② キャッチフレーズ 御提案ください。
- ③ 開催期間 2023年9月16日（土）～9月18日（月・祝）
- ④ 開催時間 10：00～18：00（最終日は17：00まで）
- ⑤ 会場 旭川市平和通買物公園、七条緑道、旭川駅前広場
- ⑥ 主催 北の恵み 食べマルシェ実行委員会
- ⑦ 公式ホームページ <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/marche/>
上記公式ホームページのQRコード
- ⑧ 共催 北海道新聞旭川支社
- ⑨ 共催事業 道北地域連携 駅マルシェ2023
期間 2023年9月16日（土）～9月18日（月・祝）
会場 JR旭川駅構内及び旭川駅前広場
- ⑩ ロゴマーク 「北の恵み 食べマルシェ」のロゴマークを掲載し、「2023」についてはデザインをすること。

- (2) スポンサーロゴマークスペース
スポンサーロゴマークのスペースを右下に縦10cm, 横10cm以上確保してください。
- (3) その他
北の恵み 食べマルシェ2023開催事業計画 別添のとおり

5 応募方法

応募者は、次のとおり参加表明書及びポスターデザイン案等を、北の恵み 食べマルシェ実行委員会事務局に期日までに提出してください。

- (1) 参加表明書
 - ① 様式
別紙1のとおり
 - ② 提出期限及び提出方法
令和5年4月25日(火)(必着)
FAX, 郵送, 電子メール又は持参
- (2) ポスターデザイン案等
 - ① 出力見本
B2サイズ 縦長カラー1部で、発泡スチロール製のボード等に貼り付けた状態で提出 ※1社1点又は1個人1点
 - ② デザインの説明
A4サイズ1枚程度
 - ③ 北の恵み 食べマルシェ2023ポスターデザイン案に係る確認書兼同意書
様式は別紙2のとおり
 - ④ 提出期限及び提出方法
令和5年5月10日(水)(厳守)までに持参(郵送等不可)

6 選考方法及び結果の通知

提出されたポスターデザイン案をもとに、北の恵み 食べマルシェ実行委員会で内容を審査し、採用デザインを1点、佳作デザインを1点選定します。

選考結果につきましては、各応募者に対し郵送により通知いたします。

7 賞金

- (1) 採用デザイン(1点) 15万円
- (2) 佳作デザイン(1点) 2万円

8 注意事項

- (1) 応募作品は、応募者のオリジナルかつ未発表のものに限ります。
- (2) 応募者は、著作権、意匠権、商標権、肖像権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を提出物に使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならないものとします。
- (3) 既存のデザインと類似しているとみなされる作品など、第三者の権利を侵害していると実行委員会が判断した作品や、申込事項に虚偽が発覚した場合は審査の対象から除外し、入賞していた場合はそれを取消した上で賞金の返還を求める場合があります。
- (4) 旭川市シンボルキャラクター「あさっぴー」、旭川市キャラクター「ゆっきりん」を

デザインに使用する場合は、以下の点に留意してください。

- ア 基本デザインを使用する場合は、あさっぴー・ゆっきりんデザイン利用申請のページ (<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/1300/asappy/d053805.html>) 及び同ページ内で公開されている「旭川市シンボルキャラクター・ロゴタイプ基本デザインシステム使用マニュアル」(あさっぴー) 又は「旭川市サブキャラクター基本デザインシステム使用マニュアル」(ゆっきりん) に準じて使用してください。なお、使用に当たって「使用申請書」を提出する必要はありません。
 - イ キャラクターのイラストを描き起こしてデザインに使用する場合は、著作者に対する使用の許諾を応募者自らが行うこととします。
 - ウ 着ぐるみの写真を使用する場合は、旭川市若しくは各自で所有するデータを使用することが可能です。ただし、キャラクターの設定を無視したポーズ・構図(酒類を飲んでいたり、喫煙しているようなポーズなど)は審査の対象外とします。なお、市観光課所有の写真データの使用を希望する場合は実行委員会までお問合せください。
- (5) 採用された作品については、実行委員会との調整を経てデザインを完成させた後、以下のデータを提出することとします。
- ア ポスターデザイン
 - JPEG (2, 480×3, 508ピクセル)、及びAdobe Illustrator形式(PDF互換ファイルであること)のデータを提出していただきます。なお、提出いただくイラストレーターのデータの画素数は、B2サイズに堪えうるサイズのものとします。また、ポスター・ガイドマップ表紙・宣伝素材等としても使用しますので、後日指定する形式・サイズで印刷できるデータを提供していただきます。(参考 2022ガイドマップ掲載サイズ 145mm×123mm)
 - イ ロゴマーク
 - 「2023」のデザインを含めたロゴマークのデータを提出してください。
- (6) ロゴマーク及び「北の恵み 食べマルシェ」の写真データを必要とされる場合は、実行委員会で用意するデータを提供しますので、お問合せください。
- (7) 提出後のデザイン案の訂正、追加、再提出は認めません。
- (8) 提出された作品については返却いたしません。
- (9) 応募者は、採用されたデザイン(以下「成果品」という。)に係る応募者の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を、当該著作物の引渡時に北の恵み 食べマルシェ実行委員会に無償で譲渡するものとします。
- (10) 応募者は、成果品に対する著作権法第17条第1項で規定する著作者人格権のうち、第18条第1項で規定する公表権及び第20条第1項で規定する同一性保持権の行使をしないこととします。
- (11) 北の恵み 食べマルシェ実行委員会は、成果品の内容を応募者の承諾なしに自由に公表することができるものとします。
- (12) 応募者は、北の恵み 食べマルシェ実行委員会が成果品の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意するものとします。
- (13) 感染症の拡大等により、イベントを安全に実施できないと判断し中止とした際は、受付期間中であっては、本コンペを行わない場合や、受賞後であっても、ポスターの制作を行わない場合があります。

9 費用負担

デザインの製作及び提出に係る費用については応募者の負担としますが、参加料はかかりません。

10 お問い合わせ・提出先

北の恵み 食ベマルシェ実行委員会事務局（担当：鯨岡）

〒070-8004 旭川市神楽4条6丁目1番12号

道の駅あさひかわ（道北地域旭川地場産業振興センター） 2階

電話 0166-73-9840

FAX 0166-63-7093

E-mail アドレス marche@city.asahikawa.hokkaido.jp